

広島県告示第七百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十九年一月四日までの間、縦覧に供する。

平成二十八年十二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道別迫上下線	府中市上下町国留字和佐田一〇三八六番一地从先から府中市上下町国留字和佐田一〇三八五番一地从先まで	平成二八年二月一五日